

○議長（吉田敏郎）

日程第6 議案第26号 開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、消防団員等の公務災害に係る損害補償の補償基礎額を改正したいので、開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を副町長に求めます。

副町長。

○副町長（加藤一男）

町民サービス部長が不在でございますので、私のほうから御説明をさせていただきます。

それでは、議案第26号の表紙を御覧ください。朗読させていただきます。

議案第26号 開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和2年4月30日提出、開成町長、府川裕一。

まず、今回の条例改正の概要について御説明を申し上げます。

今回の改正は、最近における社会経済情勢に鑑み、消防団員の処遇改善を図る観点から、補償基礎額の引上げを行うべく、損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和2年3月27日に公布されたことに伴い、開成町消防団員等公務災害補償条例第5条補償基礎額を改正するため、条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、議案の1ページを御覧ください。

開成町条例第 号開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

開成町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年開成町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表の右が改正前、左が改正後でございます。

改正を行う箇所については、5点となります。

1点目は、第5条第2項第1号中、「疾病の発生が確定した日」を後に引用するため、「疾病の発生が確定した日」の後に「（以下「事故発生日」という。）」を追加するものでございます。

2 ページを御覧ください。2 点目は、第 5 条第 2 項第 2 号中にある、補償基礎額 8, 800 円を、8, 900 円に改めるものでございます。

3 点目は、第 5 条第 3 項中の、「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改めるものでございます。

3 ページを御覧ください。4 点目は、附則第 2 条の 4 第 5 項第 2 号及び第 6 項、並びに 4 ページの第 2 条の 5 第 7 項第 2 号及び 5 ページの第 8 項中の、「100 分の 5」を「事故発生日における法定利率」にそれぞれ改めるものでございます。

6 ページを御覧ください。最後の 5 点目につきましては、別表の改正でございます。補償基礎額表の階級及び勤務年数別の、下線で示す補償基礎額及び備考 1 について、記載のとおり改めるものでございます。

附則でございます。第 1 項では、この条例は公布の日から施行する旨を定めるものでございます。第 2 項では、令和 2 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷害補償年金等について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷害補償年金等については、なお従前の例によるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきたく、お願い申し上げます。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第 26 号 開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（吉田敏郎）

お座りください。起立全員によって、可決いたしました。